

# 山梨県公報

号外第四十七号

平成十七年

八月二十九日

月 曜 日

一八四、六三〇

委員長 石 澤 道 夫

## 山梨県選挙管理委員会告示第四十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十七年八月二十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

選挙区名	三分の一の数
東山梨郡	六、九一九
東八代郡	一九、六八九
西八代郡	七、一一一
南巨摩郡	一一、四二五
中巨摩郡	四五、四八三
北巨摩郡	一七、三〇八
南都留郡	一一、〇九五
北都留郡	七、六三四
甲府市	五、三六一
富士吉田市	一四、二〇〇
塩山市	七、〇七三
都留市・西桂町	一〇、〇三二
山梨市	八、五六〇
大月市	八、五六二
韮崎市	八、四八八

## 選挙管理委員会

### 山梨県選挙管理委員会告示第四十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成十七年八月二十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

一四、一五六

### 山梨県選挙管理委員会告示第四十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十七年八月二十九日

山梨県選挙管理委員会

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番